

神戸市グループホーム整備支援事業事務要領

(総則)

第 1 条 この事務要領は、神戸市民間社会福祉施設整備費等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 2 条第 5 号に定める事業のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号、以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 15 項に規定する共同生活援助を行う事業所（以下「グループホーム」という。）の整備等補助の実施について、要綱第 17 条に基づき、必要な事項を定める。

(補助事業の実施)

第 2 条 神戸市内のグループホームの整備にあたり、要綱第 4 条第 3 項に基づく別表 3 に定める補助事業は、各年度の予算の範囲内において募集する。

(補助事業の条件)

第 3 条 要綱第 4 条第 3 項に基づく別表 3 に定める事業は、次の条件とする。

- (1) 整備するグループホームが神戸市内であること
- (2) 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの設備に関する基準のほか、建築基準法、消防法令ほか関係法令の基準を満たす建物（家屋）であること
- (3) 整備工事等に着手していないこと（工事契約含む）
- (4) 補助対象年度内に必要な整備を完了し、翌年度 5 月 1 日までに本市の障害福祉サービス事業の指定（変更申請含む）を受けて事業を開始できること
- (5) 補助対象経費には、官庁申請手続等の申請事務代行費用や外構工事（バリアフリーに関する工事は除く）、備品購入費等は含まないこと
- (6) 整備後、継続して 10 年以上グループホームを運営すること

(応募資格)

第 4 条 応募できる事業者は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 過去 5 年の間に役員の中に破産手続開始決定を受けて復権を得ないもの、又は禁固以上の刑に処された者がいないこと
- (2) 直近 1 年間の所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税等の滞納がないこと
- (3) 会社更生法または民事再生法等による手続きをしている法人でないこと
- (4) 障害者総合支援法上の勧告を受け、さらに当該勧告に係る事業者が取るべき措置について命令を受けている場合、所管庁への当該命令に対する改善報告が完了していること
- (5) 障害者総合支援法の指定の効力の一部もしくは全部停止の処分を受けた場合、その処分期間を経過し、又は終了していること
- (6) 過去 5 年の間に、神戸市内外を問わず障害福祉サービス事業の整備・運営について重大な法令等の違反がないこと、又は法人及びその他の事業の運営におい

て重大な法令等の違反がないこと

(7) 過去5年の間に、要綱第2条各号に基づく補助事業について、要綱第13条第1項に定める交付決定の取消を受けたことがないこと

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号及び第6号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業もしくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者でないこと

(補助事業の募集)

第5条 第2条の事業募集は、本補助金の活用を希望するグループホーム運営事業者より、別に指定する期日までに、グループホーム整備事業に関する以下の資料等の提出を受けるものとする。

(1) グループホーム整備計画書

(2) 工事見積書の写し（整備に係る総事業費が1000万未満の場合は3社、1000万円以上の場合は4社以上）

(3) 整備するグループホームの位置図

(4) 整備するグループホームの図面

(5) 工事個所の着工前の写真

(6) 法人定款、役員名簿

(7) 事業者の直近年度の法人決算書及び活動報告書

(8) 建物所有者の整備に係る承諾書 ※賃貸の場合のみ

(9) 第3条第4号及び第6号の条件の誓約

(10) 前条各号に該当する者であることの誓約

(11) その他、整備計画の内容を説明する資料

(協議事業の仮決定)

第6条 提出を受けたグループホーム整備事業に関する資料等については、別に定める選考評価項目に基づいて審査し、協議事業を仮決定のうえ、事業者には通知するものとする。

2 前項において、協議事業の仮決定に至らなかった事業は、事業者にはその旨通知する。

(整備審査会による協議事業の審査)

第7条 前条第1項により仮決定した協議事業について、補助金を交付する事業として妥当性を審査するため、事業者より、別に指定する期日までに、別に定める以下の資料等の提出を受け、福祉局の神戸市民間社会福祉施設等整備審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとする。

(1) 法人設立・施設整備趣意書

(2) 法人調書

(3) 事業計画書

(4) 資金計画書

(5) 償還計画書（金融機関等から融資を受ける場合）

(6) 整備（工事）工程表

(7) その他、事業内容の審査にあたって必要な資料

(審査の辞退)

第8条 協議事業の仮決定前又は審査会に諮る前に、事業者がグループホーム整備事業を中止若しくは廃止する場合は、その旨申し出るものとする。

(補助事業の内示)

第9条 審査会において、補助金を交付する事業として妥当であると審査された協議事業は、補助事業として内示するとともに、要綱第5条に定める補助金交付申請書の提出を受けるものとする。

2 前項において、内示に至らなかった事業は、事業者はその旨通知する。

(補助金交付決定の手続き等)

第10条 前条の補助金交付申請書の提出を受けた以降の事務手続きは、要綱の定めにより行う。

(補助協議の打ち切り)

第11条 第6条第1項により協議事業として仮決定した事業のうち、以下に該当する場合は、補助協議を打ち切るとともに、その旨通知する。

(1) 第5条に規定するグループホーム整備事業に関する資料等の内容に虚偽があることが判明したとき

(2) 第7条に規定する審査会の資料等の内容に虚偽があることが判明したとき

(3) 補助協議中に、事業者が第4条に規定する応募条件に違反する者となったとき

(4) 第7条に規定する審査会の資料等を指定する期日までに提出しなかったとき

(5) その他、補助金を交付する事業として不適当であると判断したとき

(内示の取り消し)

第12条 第9条第1項により補助事業として内示した事業のうち、以下に該当する場合は、内示を取消すとともに、その旨通知する。

(1) 第5条に規定するグループホーム整備事業に関する資料等の内容に虚偽があることが判明したとき

(2) 第7条に規定する審査会の資料等の内容に虚偽があることが判明したとき

(3) 内示後に、事業者が第4条に規定する応募条件に違反する者となったとき

(4) 補助金交付申請書を指定する期日までに提出しなかったとき

(5) その他、補助金を交付する事業として不適当であると判断したとき

(その他)

第13条 この事務要領に定めのない事項は、福祉局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。